

国立研究開発法人農業生物資源研究所の 各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準

平成27年6月30日
農林水産省農林水産技術会議事務局長

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6の規定に基づき、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「法人」という。）における各事業年度に係る業務の実績に関して行う評価については、「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知）」に定めるもののほか、以下の基準により実施する。

1 評価単位

評価を行う最小単位（以下、「評価単位」という。）は、原則として、中長期計画の中項目とする。

ただし、「第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」、「第4 短期借入金の限度額」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第7 剰余金の使途」については、大項目を評価単位とする。また、中項目「第2-1 試験及び研究並びに調査」については、「（1）研究の重点的推進」における大課題（中期計画の最小区分）等を評価単位とする。

なお、第4、第5、第6、第7及び第8-5「積立金の処分に関する事項」については、実績があった場合に評価を行う。

評価票及び上記に基づき設定した評価単位を付表1に示す。

2 評価の視点及び評価軸

「国立研究開発法人の評価に関する評価軸の設定について」（平成26年12月8日付け事務連絡内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（企画担当））によれば、「平成28年4月に新たな中長期目標の開始が予定され、平成27年度に見込評価を行わなければならない法人については、これまでの運用の継続性等を考慮し、新中長期目標における評価軸の設定に注力することは適切な対応だと考えられる。」とされている。これを踏まえ、平成27年度及び平成28年度に行う評価については下記の要領で実施する。

原則として、評価単位ごとに達成度合いを判断するための指標を設定し、これら指標に係る取組状況を勘案して評価を行う。指標は付表2に示す。

ただし、試験研究部分（中長期計画「第2-1 試験及び研究並びに調査」をいう。以下同じ。）については、指標を定めず、「具体的な年次目標を記載した工程表」や年度計画に掲げられた内容を参考としつつ、中長期計画に掲げられた内容に照らして評価を行う。なお、試験研究部分の評価に当たっては、目指すべき研究成果の社会・経済に対する貢献、学術進展へのインパクトや新たな発展の可能性からみた特筆すべき業績、行政ニーズへの機動的対応など試験研究に対する社会的要請についても勘案する。

3 評定

指針の「Ⅲ-7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分」において定められたとおりとする。

4 総合評定の方法

総合評定は以下の手順により行うものとする。

評価単位より上位の項目（大項目等）及び機関の総合評価に当たっては、各評価単位の評価結果を反映し、かつ項目間における業務の性質の相違を考慮するため、以下のとおり、上位項目の評定を算出し、それを勘案して評価を行うものとする。

ア 各段階の評価結果を以下の基準により点数化する。

S：4点 A：3点 B：2点 C：1点 D：0点

イ 評価単位から大項目までの各段階で項目間のウエイトを設定し、アにおける点数をウエイトに基づき加重平均することにより上位の項目の点数を算出する。ただし、「第2－1 試験及び研究並びに調査」における各評価単位のウエイトは、毎年度、各評価単位に関連する予算額等を考慮して設定する。

ウ イで算出した点数により以下のとおり評定を付す。

〈点数によるランク分けの基準〉

3.5以上：S 2.5以上3.5未満：A 1.5以上2.5未満：B
0.5以上1.5未満：C 0.5未満：D

5 法人による自己評価

（1）自己評価の実施

法人は、主務大臣による評価を受けようとするときは、本基準に定める方法により自己評価を行い、その結果を、業務実績報告とあわせ、6月末までに農林水産技術会議事務局長に提出するものとする。

（2）自己評価の方法

法人は、試験研究部分について、大課題ごとに自己評価を行うものとする。ただし、主務大臣が行う評価に支障がない範囲で、当該年度の研究実績に応じて、効率的に評価を行える区分を設定できるものとする。試験研究部分以外については、原則として1の評価単位ごとに自己評価を行うものとする。

自己評価を行う際は、本基準に従って実施するものとする。

付表 1 (国立研究開発法人 年度評価 項目別評価総括表様式)

中長期計画		年度評価					項目別 調査No.	備考
		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度		
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
1-1	経費の削減							※
1-2	評価・点検の実施と反映							※
1-3	研究資源の効率的利用及び充実・高度化							※
1-4	研究支援部門の効率化及び充実・高度化							※
1-5	産学官連携、協力の促進・強化							※
1-6	海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化							※
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
2-1	試験及び研究並びに調査（別表）							
2-2	行政部局との連携							※
2-3	研究成果の公表、普及の促進							※
2-4	専門研究分野を活かしたその他の社会貢献							※
第 3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画								※
第 4 短期借入金の限度額								※
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画								※
第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								※
第 7 剰余金の使途								※
第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項等								
8-1	施設及び設備に関する計画							※
8-2	人事に関する計画							※
8-3	法令遵守など内部統制の充実・強化							※
8-4	環境対策・安全管理の推進							※
8-5	積立金の処分に関する事項							※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

付表 1 (国立研究開発法人 年度評価 項目別評価総括表様式 (試験及び研究並びに調査))

			年度評価					項目別 調査No.	備考
			x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度		
第 2 - 1 試験及び研究並びに調査									—
	1.	画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備							—
		(1) 農業生物遺伝資源の充実と活用の強化							※
		(2) 農業生物のゲノムリソース・情報基盤の整備・高度化							※
	2.	農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明と利用技術の開発							—
		(1) 農作物や家畜等の生産性向上に資する生物機能の解明							※
		(2) 農作物や家畜等の生物機能の高度発揮に向けた生物間相互作用の解明と利用技術の開発							※
	3.	新たな生物産業の創出に向けた生物機能の利用技術の開発							※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

国立研究開発法人農業生物資源研究所の評価基準における指標
(中長期計画第1、第2－2～4、第3～第8部分)

中長期目標 (平成23年3月2日制定 平成26年2月28日変更)	中長期計画 (平成23年3月31日制定認可、 平成26年2月28日最終変更認可)	評価単位ごとの指標 (評価のポイント)
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成17年度末において37歳	1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 ① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。 ② 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所全体の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）を減らす。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 (ア) 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 (イ) 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者	(指標1－1) ア 法人における業務経費、一般管理費の削減に向けた取組が行われているか。数値目標は達成されたか。 イ 法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由及び講ずる措置が明確にされているか。また、検証結果を公表しているか。 ウ 人件費削減目標の達成に向けた具体的な取組が行われているか。また、数値目標は達成されたか。

以下の研究者をいう。)

(2) 契約の見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、契約の適正化を進めるとともに、経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。

及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

(2) 契約の見直し

① 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約を徹底して見直すとともに、一般競争入札等においては、一者応札・応募の改善等に取り組む。

② 経費削減の観点から、他の独立行政法人の事例等をも参考にしつつ、複数年契約の活用など契約方法の見直し等を行う。

③ 密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。

エ 契約方式等、契約に係る規程類は適切に整備、運用されているか。契約事務手続に係る執行体制や審査体制の整備・執行等が適切に行われているか。

オ 競争性のない随意契約の見直しや一般競争入札における一者応札・応募の改善にむけた取組が行われているか。

カ 契約の競争性、透明性に係る検証・評価は適切に行われているか。

キ 複数年契約の活用等による経費削減の取組を行っているか。

ク 特定関連会社、関連公益法人等に対する個々の委託の妥当性、出資の必要性が明確にされているか。

2. 評価・点検の実施と反映

運営状況及び研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保する。

研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業その他の関連産業、国民生活への社会的貢献を図る観点及び評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、主要な研究成果の利活用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用する。

さらに、職員の業績評価を行い、その結果を適切に処遇等に反映する。

2. 評価・点検の実施と反映

① 業務の重点化及び透明性を確保するため、毎年度の独立行政法人評価委員会の評価に先立ち、業務の運営状況、研究内容について、外部の専門家、有識者等を活用し、自ら適切に評価・点検を実施するとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、反映方針、具体的方法等を明確化して、研究資源の配分等の業務運営に的確に反映させる。特に、研究内容については、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、評価結果及びその反映状況については、ホームページで公表する。

② その際、研究内容の評価に当たっては、研究に先立って年次目標を記載した工程表を作成するとともに、農業、その他の関連産業及び国民生活への社会的貢献を図る観点、研究評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定する。また、投入した研究資源と得られた成果の分析を行い、研究内容の評価に活用

(指標1-2)

ア 効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか。

イ 評価・点検結果の反映方針が明確にされ、研究内容を見直すなど実際に反映されているか。評価結果及びその反映状況は公表されているか。

ウ 工程表に基づく研究業務の計画的な進行管理が行われているか。

エ 国際的な水準から見た研究評価にむけた取組が行われているか。

オ 研究資源の投入と成果の分

	する。 ③ 評価・点検結果を踏まえて選定した主な研究成果の利活用状況を把握、解析し、業務の改善に活用する。 ④ 職員の業績評価については、制度の円滑な実施を図り、評価者と被評価者のコミュニケーションツールとして有効に活用するとともに、その結果を適切に処遇等に反映させる。	析が実施され、評価に活用されているか。 カ 研究成果の利用状況の把握、解析が行われ、業務改善に活用されているか。 キ 職員の業績評価が適切に行われているか。また、処遇等への反映に向けた取組が行われているか。
3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 中長期目標を着実に達成するため、運営費交付金を効果的に活用して研究を推進する。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。 (2) 研究施設・設備 研究施設・設備については、老朽化した現状や研究の重点化方向を踏まえ、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。 (3) 組織 中長期目標の達成に向けて、研究成	3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 ① 運営費交付金を活用し、中長期目標に定められた研究を効率的・効果的に推進するため、研究内容の評価・点検結果に基づき研究資金の重点的な配分を行う。 ② 研究開発の一層の推進を図るため、農政上及び科学技術政策上の重要課題として国が委託するプロジェクト研究や競争的研究資金等の外部資金へ積極的に応募し、研究資金の充実を図る。 (2) 研究施設・設備 ① 老朽化の現状や研究の重点化方向を踏まえ、整備しなければ研究推進が困難なもの、老朽化が著しく、改修しなければ研究推進に支障を来すもの、法令等により改修が義務付けられているものなど、真に必要な研究施設・設備を計画的に整備する。 ② 施設利用の基準に基づき施設の有効利用を促進するとともに、光熱水料等の施設運転経費の効率化に努める。 ③ 個々の施設・機械の機能について広く周知し共同利用に努めるとともに、コスト意識の醸成を図りつつ、適切な管理・運営により施設・機械の有効かつ効率的な利用を促進する。また、開放型研究施設（オープンラボ）等に関する情報の公開に努め、オープンラボ「マイクロアレイ解析室」「昆虫遺伝子機能解析関連施設」の利活用を、引き続き進める。 ④ 特に、放射線育種場の依頼照射については、照射料金を見直すとともに、独立行政法人及び国立大学法人からの依頼照射についても有料化を検討する。	(指標 1－3) ア 評価・点検の結果が運営費交付金の配分に反映されているか。 イ 国の委託プロジェクト研究の重点実施や競争的研究資金等の外部資金の獲得により、研究資金の充実を図っているか。 ウ 研究施設・機械は有効に活用されているか。共同利用の促進、集約化等による施設運営経費の抑制の取組が適切に行われているか。 エ オープンラボに関する情報を公開し、利用促進を図っているか。また利用実績について検証しているか。 オ 他の農業関係研究開発独

果を効率的に創出するため、研究資金、人材、施設等の研究資源を有効に活用し得るよう、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携による相乗効果を発現させる観点から、組織の在り方を見直す。 （４）職員の資質向上と人材育成 研究者、研究管理者及び研究支援者の資質向上を図り、業務を的確に推進できる人材を計画的に育成する。そのため、人材育成プログラムを踏まえ、競争的・協調的な研究環境の醸成、多様な雇用制度を活用した研究者のキャリアパスの開拓、行政部局等との多様な形で人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上に資する条件を整備する。	（３）組織 ① 中長期目標を着実に達成するため、集中的・重点的に取り組む研究テーマを担う研究単位を配置するとともに、他の農業関係研究開発独立行政法人との共同研究等を円滑に推進するための体制を整備する。 ② 研究組織に対する評価を行い、その結果を踏まえて、政策的要請や社会的ニーズに適切に対応するため、機動的かつ柔軟に組織の見直しを行う。 （４）職員の資質向上と人材育成 ① 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）の制定や研究開発を取り巻く情勢変化等を踏まえて、人材育成プログラムを改定し、これに基づき、職員の主体的な能力開発の取り組みを支援しつつ、計画的な人材の育成に努める。 ② 予算配分や表彰制度等を活用して職員へインセンティブを付与するとともに、競争的・協調的な研究環境を醸成する。 ③ 研究所の多様な業務の遂行に必要な知識や情報を集積し、優れた人材を養成するため、各種の制度を活用して、職員を各種研修等に積極的に参加させるとともに、業務上必要な資格取得を支援する。 ④ 行政部局等との多様な形で人的交流や連携を促進し、研究者のキャリアパスの開拓及び研究管理や各種支援業務に必要な高度な能力を有する人材の養成を図る。	立行政法人との連携強化など、効率的な研究推進のための組織整備の取組が行われているか。 カ 人材育成プログラムに基づく人材育成の取組が適切に行われているか。 キ 研究職員にインセンティブを付与するための取組が行われているか。 ク 研究管理者の育成や研究支援部門における業務の高度化への対応のための各種研修の実施、資格取得の支援が行われているか。
４．研究支援部門の効率化及び充実・高度化 研究支援業務のうち、他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより、研究支援部門の合理化を図る。 総務部門の業務については、業務内容の見直しを行い、効率化を図る。 現業業務部門の業務については、調査及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野への重点化を進め、効率化及び充実・強化を図る。 また、研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進することなどにより、研究支援部門の要員の合理化に努める。	４．研究支援部門の効率化及び充実・高度化 ① 研究支援業務については、研修等の共同実施、マニュアル等の共同作成など他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することにより合理化を図る。 ② 農林水産省研究ネットワーク等を活用して、研究情報の収集・提供業務の効率化、充実・強化を図るとともに、情報共有システムの運用により研究所全体の情報共有の促進及び業務の効率化を図る。 ③ 総務部門の業務については、合理化を図る観点から業務内容の見直しを	（指標 1－4） ア 他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務の洗い出しを行っているか。共通性の高い業務の一体的実施に取り組んでいるか。 イ 研究情報の収集・提供業務の充実・強化を図っているか。また、情報共有システムによる研究所全体での情報共有を進めているか。 ウ 総務部門において、効率化に向けた業務見直しを適

	行ない、効率化を図る。 ④ 現業業務部門の業務については、高度な専門技術・知識を要する分野への重点化をさらに進め、効率化、充実・強化を図る。 ⑤ 研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進する等により、研究支援部門の要員の合理化に努める。 ⑥ 研究所及び職員の活動を適正に評価し、さらに優れた人材を育成し、研究所全体の業務実績の向上につなげる評価・人材育成機能、研究成果を農林水産業にとどまらず、広く我が国の産業活動に積極的に還元する知的財産機能、情報発信と双方向コミュニケーションを通じ研究成果に対する国民理解を促進する広報機能等の拡充に努めるなど、新たな社会要請に対応するため研究支援部門の充実・強化を図る。	切に行っているか。 エ 現業業務部門において高度な専門技術・知識を要する分野を充実・強化するため、業務の重点化などの見直しを行っているか。 オ 研究支援部門の効率化を図るためのアウトソーシングに取り組んでいるか。
5. 産学官連携、協力の促進・強化 生物資源の農業上の開発及び利用等に関する基礎的・基盤的研究水準を向上させ、優れた研究成果や知的財産を創出するため、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等との連携・協力及び研究者の交流を積極的に行う。その際、他の独立行政法人との役割分担に留意しながら、円滑な交流システムの構築を図る。	5. 産学官連携、協力の促進・強化 ① 農業分野におけるバイオテクノロジー研究の中核的機関として、独創的で質の高い農業技術シーズの創出と研究成果の民間企業等への迅速かつ確実な移転を図るため、共同研究を推進し、人材交流等による産学官の連携及び協力を強力に実施する。 ② 社会ニーズに対応した研究開発を図るため、民間企業等との共同研究を行う。 ③ 他の農業関係研究開発独立行政法人とは、その役割分担に留意しつつ、人事交流を含めた連携、協力を積極的に行う。また、独立行政法人国際農林水産業研究センターが実施する国際共同研究に必要な応じて協力する。 ④ 公立機関、民間企業等からの放射線照射依頼については、積極的に対応する。 ⑤ 関係機関と相互の連携・協力のあり方等につき意見交換を行う。	(指標 1－5) ア 地方自治体、関係団体、関係機関、大学及び民間企業等との共同研究及び人的交流が行われているか。 イ 他の農業関係研究開発独立行政法人との人事交流を含めた連携、協力が行われているか。 ウ 放射線照射依頼への対応は適切に行われているか。
6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 世界の食料問題の効率的な解決に資するため、国際的な研究への取組を強化する。特に、農業に関する生命科学分野での国際的イニシアチブを確保するとともに、海外研究機関及び国際研	6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 ① イネゲノム研究等の成果を基に、国際機関等との包括的研究協定や国際機関が実施する国際的プロジェクト研究への参画等を通して、国際的な課題を解決するための取組を強化する。	(指標 1－6) ア 国際的なゲノム研究プロジェクトへの参画等を通じて、国際的な研究ネットワークの強化に取り組んでいるか。

究機関との連携を積極的に推進する。 また、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下「ITPGR」という。）の多数国間の制度の下において行われる植物遺伝資源の取得機会の提供等、同条約を履行するための取組を効率的かつ着実に実施する。	② ポスト・イネゲノムシーケンス研究等において国際的優位性を確保するため、ゲノムリソース等の研究開発資源を有効に活用し、中核となって関連国際研究機関や研究者との連携を強化する。 ③ 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下「ITPGR」という。）に基づく植物遺伝資源の提供等に的確に対応するため、ジーンバンクの体制強化や海外ジーンバンクとの連携強化等を図り、業務の効率的かつ着実な運営に努める。	イ 国際学会・国際会議への参加や成果発表、海外諸国や国際研究機関との MOU 締結等の実績はどうか。 ウ ITPGR に定める条件に基づく植物遺伝資源の提供等を効率的かつ着実にやっているか。
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 試験及び研究並びに調査 （1）研究の重点化及び推進方向 「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」に即し、農業生物遺伝資源の充実など、画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備、農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明と利用技術の開発及び新たな生物産業の創出に向けた生物機能の利用技術の開発を重点的に実施する。 これらの基礎的研究については、成果の活用を円滑に進めるため、応用研究を担う研究機関等との連携・協力の下で、戦略的に推進する。 また、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 これらのことを実現するため、「別添」に示した研究を進める。 （2）行政ニーズへの機動的対応 期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	1. 試験及び研究並びに調査 （1）研究の重点的推進 〔別添〕に示した研究を重点的に推進する。 なお、これらの研究の推進に当たっては、 ① 成果の活用を円滑に進めるため、応用研究を担う研究機関等との連携・協力の下で、戦略的に推進する。 ② 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 （2）行政ニーズへの機動的対応 中長期目標期間中に生じる行政ニーズに迅速に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	
2. 行政部局との連携の強化 研究の設計から成果の利活用に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局と密接に連携し、行政部局の意見を研究内容や利活用方策等に的確に反映させるとともに、行政部局との連携状況を毎年度点検する。 また、他の独立行政法人との役割分	2. 行政部局との連携の強化 ① 研究の設計から成果の利活用に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局の意見を研究内容等に的確に反映させるため、関係行政部局と情報交換を密に行うことなどにより問題意識等の共有を図るとともに、毎年度の研究成果や研究計画を検討する会議	（指標 2－2） ア 研究成果や研究計画を検討する会議に関係行政部局部局の参加を求め、行政部局の意見を研究内容等に反映させているか。また、行政部局との連携状況について、行政部局の参画を得て点検

担に留意しつつ、緊急時対応を含め、行政部局、各種委員会等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行うとともに、行政部局との協働によるシンポジウム等を開催する。

等に関係行政部局の参加を求める。また、行政部局との連携状況については、毎年度行政部局の参画を得て点検し、その結果を踏まえ一層の強化を図る。

② 農業分野における生命科学研究の中核的機関として、政府の委員会、会議等に職員を派遣するとともに、政府の行う科学技術に関する国際協力、交流に専門家を派遣する等の協力を行う。また、行政等の要請に応じて技術情報を適切に提供する。

しているか。

イ 行政等の要請に応じて、各種委員会等への専門家の派遣、適切な技術情報の提供、政府の行う科学技術に関する国際協力、交流への協力などを行っているか。

3. 研究成果の公表、普及の促進

(1) 国民との双方向コミュニケーションの確保

国民に対する説明責任を果たすため、多様な情報媒体を効果的に活用して、生物資源の農業上の開発・利用に関する研究開発について分かりやすい情報を発信するとともに、研究所及び研究者自らが国民との継続的な双方向コミュニケーションを確保するための取組を強化する。

特に、遺伝子組換え技術等の先端技術に関し、科学的かつ客観的な情報を継続的に提供するとともに、研究の計画段階から国民の理解を得るための取組を推進する。

3. 研究成果の公表、普及の促進

(1) 国民との双方向コミュニケーションの確保

国民に対する説明責任を果たすため、ホームページ、パンフレット、マスメディア等を活用して効果的な情報発信を行うとともに、下記の双方向コミュニケーションを行う。

① 遺伝子組換え技術等を活用した先端的な研究活動について、前期に作成したスキルアップマニュアル等を活用し、国民との双方向コミュニケーションを重点的に進めるとともに、引き続きパブリックアクセプタンス等に関する調査を行う。

② 研究者が担当する講演会や一般公開等の市民参加型イベントの開催などを通じ、国民の理解促進に取り組む。

③ イベントなどを利用して一般消費者、農業生産現場、実用化研究現場からの研究に関するニーズの把握に努める。

(指標 2-3)

ア スキルアップマニュアル等を活用し、広く国民や関係機関に分かりやすい研究情報を発信しているか。

イ 遺伝子組換え技術等の先端的な研究活動について、科学的かつ客観的な情報発信に努めているか。また、パブリックアクセプタンスに関する調査を行っているか。

ウ 講演会やイベント開催など、研究者と一般消費者や生産者などとの交流の場を通じて、研究に関する相互理解の増進に取り組んでいるか。

(2) 成果の利活用の促進

新たな知見・技術のPRや普及に向けた活動及び行政施策への反映を重要な活動と位置付け、研究者及び関連部門によるこれらの活動が促進されるように努める。

このため、今中長期目標期間中に得られる研究成果に、前中期目標期間までに得られたものを加えて、研究成果のデータベース化、研究成果を活用するためのマニュアルの作成等により積極的に利活用を促進する。

また、他の独立行政法人との連携により、先端研究成果の利活用の促進を図る。

(2) 成果の利活用の促進

① 第1の2の③で選定した主な研究成果の中から、行政部局を含む第三者の意見を踏まえ、特に新産業の創出等につながる有用な研究成果を「主要研究成果」として中長期目標期間中に5件以上選定する。

② 「主要研究成果」を含む主な研究成果については、多様な媒体を通じて、効果的・効率的に利用者に伝達する。

③ 農業分野におけるバイオテクノロジー研究の中核的機関として研究成果の利活用を促進するため、各種研究成果を分かりやすい形で、公開データとしてホームページに掲載する。その際、ユーザーのニーズに応じて、データベース化やマニュアル化等を行い、利便性の向上を図る。

エ 「主要研究成果」に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

オ ユーザーのニーズを踏まえた研究成果のデータベース化やマニュアル化等による成果の利活用促進の取組は十分行われているか。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は、積極的に学術雑誌等への論文掲載、学会での発表等により公表するとともに、主要な成果については、各種手段を活用し、積極的に広報を行う。査読論文の数及びそのインパクトファクターについては、数値目標を設定して成果の公表に取り組む。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

研究開発の推進に際しては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。

その際、我が国の農業の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

また、農林水産研究知的財産戦略（平成19年3月22日農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて知的財産方針を見直す。

なお、特許の出願及び実施許諾については、数値目標を設定して取り組む。

④ 研究所の成果を活用したベンチャー育成促進に向けた環境の整備に引き続き取り組む。

(3) 成果の公表と広報

① 研究成果を科学的、技術的知見として広く社会へ周知するために、国内外の学会、シンポジウム等で積極的に発表するとともに、中長期目標の期間内に1,460報以上の査読論文を発表する。また、論文の量と併せて質の向上を図り、その成果を国際的に注目度の高い学術雑誌等に積極的に発表する。査読論文においては、学術雑誌の影響度を測る指標であるインパクトファクターの総合計値4,000以上とする。

② 研究成果が広く国民に理解されるように、中長期目標期間中に70回以上のプレスリリースを行う等、プレス発表によるマスメディアを通じた広報を積極的に行う。また、ホームページ、実物の展示等も活用し、様々な広報手段による分かりやすい広報活動を推進する。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

① 研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究の計画段階から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを一体的に実施する。

② 研究成果の実用化を図るため、中期目標期間内に200件以上の国内特許を出願する。その際、実施許諾の可能性や研究推進上の必要性等を勘案し、海外への出願や許諾を含めて特許の戦略的取得等を進める。また、登録特許については実施許諾状況を踏まえ、保有の必要性を随時見直す。

③ 出願した特許等は、自ら積極的に公開し技術移転に努め、中長期目標期間内における毎年度の実施許諾件数を35件以上とする。

④ 先端技術により得られた育種素材等については、MTA（材料等移転合意書）等を交わすことによって権利を確保しつつ、優良品種の育成のために積極的に提供する。

⑤ 公開された特許等については、外部への積極的な情報提供を進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

カ 研究所の成果を活用したベンチャー育成に向けた環境は整備されているか。

キ 論文の公表や IF に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

ク 研究成果に関する情報提供と公開は適切に行われたか。プレスリリースに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

ケ 研究成果の知財化のため、研究職員への啓発や知財マネジメントに適切に取り組んでいるか。

コ 国内特許に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

サ 海外での利用の可能性、我が国の農業等への影響、費用対効果等を考慮しつつ、外国出願・実施許諾は適切に行われているか。

シ 保有特許については、維持する必要性の見直しを随時行っているか。

ス 保有する特許等について、民間等における利活用促進のための取組は適切に行われているか。国内特許の実施許諾に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

セ 育種素材等の利用促進に積極的に取り組んでいるか。MTA の締結等の実績はどう

	⑥ 農林水産研究知的財産戦略（平成19年3月農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて「独立行政法人農業生物資源研究所知的財産方針」を見直す。	か。
4. 専門分野を活かしたその他の社会貢献 （1）分析及び鑑定の実施 行政、民間、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所の高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定を実施する。 （2）講習、研修等の開催 講習会の開催、国公立機関、民間、大学、海外機関等外部機関からの研修生の受け入れ等を行う。 （3）国際機関、学会等への協力 国際機関、学会等への専門家の派遣、技術情報の提供等を行う。	4. 専門分野を活かしたその他の社会貢献 （1）分析及び鑑定 行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所の高い専門知識が必要とされ、他の機関では実施が困難な分析及び鑑定を実施する。 （2）講習、研修等の開催 ① 講習会、講演会等を積極的に開催するとともに、国や団体等が主催する講習会等に積極的に協力する。 ② 国公立機関、大学、海外機関等からの研修生を積極的に受け入れ、人材育成、技術水準の向上、技術情報の移転を図る。 （3）国際機関、学会等への協力 研究所に蓄積された知的資産を社会に還元するため、学会等への委員の派遣等を積極的に行う。また、国際機関等の要請に応じて専門家の派遣や技術情報の提供等の国際協力を行う。	（指標2－4） ア 行政等の依頼に応じ、専門知識を必要とする分析・鑑定が適切に行われたか。 イ 講習、研修等の開催、国等の講習への協力、研修生の受け入れ等が積極的に行われたか。 ウ 国際機関等の要請に応じた専門家の派遣、学会等への委員の派遣が適切に行われているか。
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
1. 収支の均衡 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。 2. 業務の効率化を反映した予算計画の策定と遵守 「第2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記1. に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	1. 予算 平成23年度～平成27年度予算 [人件費の見積り] 期間中総額14,848百万円を支出する。 ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。 なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を合わせた総額は、15,955百万円である。（競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金並びに国からの委託費、補助金の獲得状況等により増減があり得る。） また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給	（指標3） （指標3－1） ア 業務運営の効率化に関する事項及び法人経営に係る具体的方針に基づき、法人予算全体の人件費（業績評価を勘案した役員報酬を含む）、業務経費、一般管理費等法人における予算配分について、明確な配分方針及び実績が示されているか。 イ 研究業務の一部を外部委託した場合、外部委託の考え方と外部委託費の内訳が明記されているか。 ウ 運営費交付金の未執行率が高い場合、その要因を明確にしているか。

3. 自己収入の確保 受益者負担の適正化、特許使用料の拡大等により自己収入の確保に努める。 4. 保有資産の処分 施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。なお、放射線育種場の寄宿舍については、期間中に廃止する。	与及び再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。 2. 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 3. 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 4. 自己収入の確保 受益者負担の適正化、特許使用料等の拡大により自己収入の確保に努める。 5. 保有資産の処分 ① 既存の施設・設備等のうち、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものは処分する。 ② 放射線育種場の寄宿舍は、途上国等からの研究者受入に支障のない方策を処置した後、速やかに廃止する。	エ 利益剰余金について、その財源ごとに発生要因を明確にし、適切に処理されているか。目的積立金の申請状況と申請していない場合は、その理由が明確にされているか。 オ 会計検査院、政独委等からの指摘に適切に対応しているか。（他の評価指標の内容を除く） （指標3－4） ア 法人における知的財産権等の実施料収入等、自己収入増加に向けた取組が行われ、その効果が現れているか。 （指標3－5） ア 保有の必要性等の観点から、保有資産の見直しを行っているか。また、処分することとされた保有資産について、その処分は進捗しているか。 イ 施設・整備のうち不要と判断されたものについて、処分損失等にかかる経理処理が適切になされているか。
	第4 短期借入金の限度額 中長期目標の期間中の各年度の短期借入金は、7億円を限度とする。 想定される理由：年度当初における国からの運営交付金の受入れ等が遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業等の支払遅延を回避するため。	（指標4） 短期借入を行った場合、その理由、金額、返済計画等は適切か。
	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 松本研究拠点及び岡谷研究拠点の再編統合のため、第2期中期計画期間中に独立行政法人通則法第48条により重要な財産の処分を行い、その売却収入をもって、代替施設の整備を行ったが、この売却収入額から代替施設の整備に支出した額を差し引いた額595百万円を不要財産として、平成23年度中に国庫納付する。	（指標5） 中長期計画に定めのある不要財産の処分について、その取組が計画通り進捗しているか。

	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	
	第7 剰余金の使途 画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備等に関する試験研究の充実・加速及びそのために必要な研究用機器の更新・購入等に使用する。	(指標7) 剰余金は適正な使途に活用されているか。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	
	1. 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務遂行上の必要性、既存の施設・設備の老朽化の現状及び研究の重点化方向等を踏まえ、真に必要な施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画	(指標8-1) ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。
1. 人事に関する計画 (1) 人員計画 期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。 (2) 人材の確保 研究職員の採用にあたっては、任期制の活用等、雇用形態の多様化及び女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中長期目標達成に必要な人材を確保する。研究担当幹部職員については、公募方式等を積極的に活用する。	2. 人事に関する計画 (1) 人員計画 ① 方針 中長期目標を着実に達成するため、集中的・重点的に取り組む研究テーマを担う研究単位を設置し、職員を重点的に配置する。 また、研究支援部門について、新たな社会的要請に対応する組織を設置して充実・強化を図り、適切に職員を配置する。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考：期初の常勤職員相当数402名) (2) 人材の確保 ① 研究職員の採用にあたっては、任期付雇用等を活用し、研究所の研究推進に必要な優れた人材を確保する。 ② 女性研究者については、研究職員における全採用者に占める女性研究者の割合が、前期実績を上回るよう女性研究者を積極的に採用し、活用を図る。	(指標8-2) ア 期末の常勤職員数が、期初職員相当数を上回っていないか。 イ 任期付雇用、研究リーダーの公募等を活用するなど、雇用形態の多様化を図り、人材の確保に努めているか。 ウ 女性研究者の積極的な採用と活用に向けた取組が行われているか。また、その実績はどうか。

	③ 次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に努める。 ④ 研究リーダーについては、広く研究所内外から優れた人材を確保するため、公募方式を積極的に活用する。	エ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取組が行われているか。
2. 法令遵守など内部統制の充実・強化 研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守を徹底する。特に、規制物質の管理等について一層の徹底を図るとともに、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。また、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の更なる充実・強化を図る。 さらに、法人運営の透明性を確保するため、情報公開を積極的に進めるとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、個人情報保護など適切な情報セキュリティ対策を推進する。	3. 法令遵守など内部統制の充実・強化 ① 研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、啓発情報等を周知徹底するとともに、研修、教育等を実施する。 ② 研究所の研究活動に伴うリスクを把握し、それに対応できる管理体制を整備する。特に、規制物質の管理等について、管理システムの適切な運用などにより一層の徹底を図るとともに、放射性同位元素や遺伝子組換え生物について、職員に対する教育・指導等を徹底し、適正な管理に努める。 ③ 研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長のトップマネジメントが的確に発揮できるよう内部統制の更なる充実・強化を図る。 ④ 研究所の諸活動の社会への説明責任を果たすため、情報公開を積極的に進める。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の方針を踏まえ、個人の権利・利益を保護するために個人情報の適正な取扱いに努めるなど情報セキュリティ対策を推進する。	(指標 8-3) ア 内部統制のための法人の長のマネジメント（リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応、内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)は適切に行われているか。 イ 内部統制のための監事の活動（法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告）が適切に行われているか。 ウ 倫理保持や法令遵守についての意識向上を図るための研修、法令違反や研究上の不正に関する適切な対応など、法人におけるコンプライアンス徹底のための取組が行われているか。 エ 規制物質、遺伝子組換え生物等の管理が適正に行われているか。化学物質の一元管理の導入や遺伝子組換え生物の管理に係る教育・訓練等、措置するとされた改善策の徹底が図られているか。 オ 法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報開示請求への適切な対応が行われているか。また、情報セキュリティ対策や個人情報保護は適切になされているか。
3. 環境対策・安全管理の推進 研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。 また、事故及び災害を未然に防止す	4. 環境対策・安全管理の推進 ① 事故及び災害を未然に防止する観点から、安全衛生に関する役職員の責任の自覚と意識向上を図るため、安全教育を実施する。	(指標 8-4) ア 職場環境の点検・巡視等の安全対策及び安全衛生に関する職員の教育・訓練が適切に行われているか。

る安全確保体制の整備を進める。	② 既存設備の運転状況等を把握し、省エネルギー機器及び設備の導入を検討し、省エネルギー化に向けた改修計画を作成する。 ③ 物品の購入契約等に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）に基づく環境物品等の調達・工事の推進を図る。	イ 資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減の取組を積極的に行っているか。また、その取組を公表しているか。
	5. 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中長期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。	（指標 8－5） 前期中期目標期間繰越積立金は適正な使途に活用されているか。

国立研究開発法人農業生物資源研究所の 中長期目標期間評価（見込評価）に係る業務の実績に関する評価基準

平成27年6月30日
農林水産省農林水産技術会議事務局長

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6の規定に基づき、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「法人」という。）における中長期目標期間評価（見込評価）に係る業務の実績に関して行う評価については、「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知）」に定めるもののほか、以下の基準により実施する。

1 評価単位

評価を行う最小単位（以下、「評価単位」という。）は、原則として、中長期計画の中項目とする。

ただし、「第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」、「第4 短期借入金の限度額」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第7 剰余金の使途」については、大項目を評価単位とする。また、中項目「第2-1 試験及び研究並びに調査」については、「(1) 研究の重点的推進」における大課題（中長期計画の最小区分）等を評価単位とする。

なお、第4、第5、第6、第7及び第8-5「積立金の処分に関する事項」については、実績があった場合に評価を行う。

評価票及び上記に基づき設定した評価単位を付表1に示す。

2 評価の視点及び評価軸

「国立研究開発法人の評価に関する評価軸の設定について」（平成26年12月8日付け事務連絡内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（企画担当））によれば、「平成28年4月に新たな中長期目標の開始が予定され、平成27年度に見込評価を行わなければならない法人については、これまでの運用の継続性等を考慮し、新中長期目標における評価軸の設定に注力することは適切な対応だと考えられる。」とされている。これを踏まえ、平成27年度及び平成28年度に行う評価については下記の要領で実施する。

原則として、評価単位ごとに達成度合いを判断するための指標を設定し、これら指標に係る取組状況を勘案して評価を行う。指標は付表2に示す。

ただし、試験研究部分（中長期計画「第2-1 試験及び研究並びに調査」をいう。以下同じ。）については、指標を定めず、中長期目標に掲げられた内容に照らして評価を行う。なお、試験研究部分の評価に当たっては、研究成果の社会・経済に対する貢献を重視するとともに、学術進展へのインパクトや新たな発展の可能性からみた特筆すべき業績、行政ニーズへの機動的対応など試験研究に対する社会情勢等についても勘案する。

また特に、基礎研究については、成果の国際的な水準から見た科学的価値を重視するとともに、副次的成果、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉えつつ評価を行う。

3 評定

指針の「Ⅲ-7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分」において定められたとおりとする。

4 総合評定の方法

総合評定は以下の手順により行うものとする。

評価単位より上位の項目（大項目等）及び機関の総合評価に当たっては、各評価単位の評価結果を反映し、かつ項目間における業務の性質の相違を考慮するため、以下のとおり、上位項目の評定を算出し、それを勘案して評価を行うものとする。

ア 各段階の評価結果を以下の基準により点数化する。

S：4点 A：3点 B：2点 C：1点 D：0点

イ 評価単位から大項目までの各段階で項目間のウェイトを設定し、アにおける点数をウェイトに基づき加重平均することにより上位の項目の点数を算出する。ただし、「第2－1 試験及び研究並びに調査」における各評価単位のウェイトは、毎年度、各評価単位に関連する予算額等を考慮して設定する。

ウ イで算出した点数により以下のとおり評定を付す。

〈点数によるランク分けの基準〉

3. 5以上：S 2. 5以上3. 5未満：A 1. 5以上2. 5未満：B
0. 5以上1. 5未満：C 0. 5未満：D

5 法人による自己評価

（1）自己評価の実施

法人は、主務大臣による評価を受けようとするときは、本基準に定める方法により自己評価を行い、その結果を、業務実績報告とあわせ、6月末までに農林水産技術会議事務局長に提出するものとする。

（2）自己評価の方法

法人は、試験研究部分について、大課題ごとに自己評価を行うものとする。ただし、主務大臣が行う評価に支障がない範囲で、当該年度の研究実績に応じて、効率的に評価を行える区分を設定できるものとする。試験研究部分以外については、原則として1の評価単位ごとに自己評価を行うものとする。

自己評価を行う際は、本基準に従って実施するものとする。

付表 1（国立研究開発法人 中長期目標期間評価 項目別評価総括表様式）

中長期計画		年度評価					中長期目標 期間評価		項目別 調査No.	備考
		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置										
1－1	経費の削減									※
1－2	評価・点検の実施と反映									※
1－3	研究資源の効率的利用及び充実・高度化									※
1－4	研究支援部門の効率化及び充実・高度化									※
1－5	産学官連携、協力の促進・強化									※
1－6	海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化									※
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置										
2－1	試験及び研究並びに調査（別表）									
2－2	行政部局との連携									※
2－3	研究成果の公表、普及の促進									※
2－4	専門研究分野を活かしたその他の社会貢献									※
第 3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画										※
第 4 短期借入金の限度額										※
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画										※
第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画										※
第 7 剰余金の使途										※
第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項等										
8－1	施設及び設備に関する計画									※
8－2	人事に関する計画									※
8－3	法令遵守など内部統制の充実・強化									※
8－4	環境対策・安全管理の推進									※
8－5	積立金の処分に関する事項									※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

付表１（国立研究開発法人 中長期目標期間評価 項目別評定総括表様式（試験及び研究並びに調査））

			年度評価					中長期目標 期間評価	項目別調書No.	備考
			x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度	見込 評価	期間 実績 評価	
第２－１ 試験及び研究並びに調査										—
	１．画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備									—
	（１）農業生物遺伝資源の充実と活用の強化									※
	（２）農業生物のゲノムリソース・情報基盤の整備・高度化									※
	２．農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明と利用技術の開発									—
	（１）農作物や家畜等の生産性向上に資する生物機能の解明									※
	（２）農作物や家畜等の生物機能の高度発揮に向けた生物間相互作用の解明と利用技術の開発									※
	３．新たな生物産業の創出に向けた生物機能の利用技術の開発									※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

国立研究開発法人農業生物資源研究所の評価基準における指標
(中長期計画第1、第2－2～4、第3～第8部分)

中長期目標 (平成23年3月2日制定 平成26年2月28日変更)	中長期計画 (平成23年3月31日制定認可、 平成26年2月28日最終変更認可)	評価単位ごとの指標 (評価のポイント)
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳	1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 ① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。 ② 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)を減らす。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 (ア) 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 (イ) 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者	(指標1－1) ア 法人における業務経費、一般管理費の削減に向けた取組が行われているか。数値目標は達成されたか。 イ 法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由及び講ずる措置が明確にされているか。また、検証結果を公表しているか。 ウ 人件費削減目標の達成に向けた具体的な取組が行われているか。また、数値目標は達成されたか。

以下の研究者をいう。)

(2) 契約の見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、契約の適正化を進めるとともに、経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。

及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

(2) 契約の見直し

① 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約を徹底して見直すとともに、一般競争入札等においては、一者応札・応募の改善等に取り組む。

② 経費削減の観点から、他の独立行政法人の事例等をも参考にしつつ、複数年契約の活用など契約方法の見直し等を行う。

③ 密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。

エ 契約方式等、契約に係る規程類は適切に整備、運用されているか。契約事務手続に係る執行体制や審査体制の整備・執行等が適切に行われているか。

オ 競争性のない随意契約の見直しや一般競争入札における一者応札・応募の改善にむけた取組が行われているか。

カ 契約の競争性、透明性に係る検証・評価は適切に行われているか。

キ 複数年契約の活用等による経費削減の取組を行っているか。

ク 特定関連会社、関連公益法人等に対する個々の委託の妥当性、出資の必要性が明確にされているか。

2. 評価・点検の実施と反映

運営状況及び研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保する。

研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業その他の関連産業、国民生活への社会的貢献を図る観点及び評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、主要な研究成果の利活用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用する。

さらに、職員の業績評価を行い、その結果を適切に処遇等に反映する。

2. 評価・点検の実施と反映

① 業務の重点化及び透明性を確保するため、毎年度の独立行政法人評価委員会の評価に先立ち、業務の運営状況、研究内容について、外部の専門家、有識者等を活用し、自ら適切に評価・点検を実施するとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、反映方針、具体的方法等を明確化して、研究資源の配分等の業務運営に的確に反映させる。特に、研究内容については、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、評価結果及びその反映状況については、ホームページで公表する。

② その際、研究内容の評価に当たっては、研究に先立って年次目標を記載した工程表を作成するとともに、農業、その他の関連産業及び国民生活への社会的貢献を図る観点、研究評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定する。また、投入した研究資源と得られた成果の分析を行い、研究内容の評価に活用

(指標1-2)

ア 効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか。

イ 評価・点検結果の反映方針が明確にされ、研究内容を見直すなど実際に反映されているか。評価結果及びその反映状況は公表されているか。

ウ 工程表に基づく研究業務の計画的な進行管理が行われているか。

エ 国際的な水準から見た研究評価にむけた取組が行われているか。

オ 研究資源の投入と成果の分

	する。 ③ 評価・点検結果を踏まえて選定した主な研究成果の利活用状況を把握、解析し、業務の改善に活用する。 ④ 職員の業績評価については、制度の円滑な実施を図り、評価者と被評価者のコミュニケーションツールとして有効に活用するとともに、その結果を適切に処遇等に反映させる。	析が実施され、評価に活用されているか。 カ 研究成果の利用状況の把握、解析が行われ、業務改善に活用されているか。 キ 職員の業績評価が適切に行われているか。また、処遇等への反映に向けた取組が行われているか。
3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 中長期目標を着実に達成するため、運営費交付金を効果的に活用して研究を推進する。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。 (2) 研究施設・設備 研究施設・設備については、老朽化した現状や研究の重点化方向を踏まえ、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。 (3) 組織 中長期目標の達成に向けて、研究成	3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 ① 運営費交付金を活用し、中長期目標に定められた研究を効率的・効果的に推進するため、研究内容の評価・点検結果に基づき研究資金の重点的な配分を行う。 ② 研究開発の一層の推進を図るため、農政上及び科学技術政策上の重要課題として国が委託するプロジェクト研究や競争的研究資金等の外部資金へ積極的に応募し、研究資金の充実を図る。 (2) 研究施設・設備 ① 老朽化の現状や研究の重点化方向を踏まえ、整備しなければ研究推進が困難なもの、老朽化が著しく、改修しなければ研究推進に支障を来すもの、法令等により改修が義務付けられているものなど、真に必要な研究施設・設備を計画的に整備する。 ② 施設利用の基準に基づき施設の有効利用を促進するとともに、光熱水料等の施設運転経費の効率化に努める。 ③ 個々の施設・機械の機能について広く周知し共同利用に努めるとともに、コスト意識の醸成を図りつつ、適切な管理・運営により施設・機械の有効かつ効率的な利用を促進する。また、開放型研究施設（オープンラボ）等に関する情報の公開に努め、オープンラボ「マイクロアレイ解析室」「昆虫遺伝子機能解析関連施設」の利活用を、引き続き進める。 ④ 特に、放射線育種場の依頼照射については、照射料金を見直すとともに、独立行政法人及び国立大学法人からの依頼照射についても有料化を検討する。	(指標 1－3) ア 評価・点検の結果が運営費交付金の配分に反映されているか。 イ 国の委託プロジェクト研究の重点実施や競争的研究資金等の外部資金の獲得により、研究資金の充実を図っているか。 ウ 研究施設・機械は有効に活用されているか。共同利用の促進、集約化等による施設運営経費の抑制の取組が適切に行われているか。 エ オープンラボに関する情報を公開し、利用促進を図っているか。また利用実績について検証しているか。 オ 他の農業関係研究開発独

果を効率的に創出するため、研究資金、人材、施設等の研究資源を有効に活用し得るよう、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携による相乗効果を発現させる観点から、組織の在り方を見直す。 （４）職員の資質向上と人材育成 研究者、研究管理者及び研究支援者の資質向上を図り、業務を的確に推進できる人材を計画的に育成する。そのため、人材育成プログラムを踏まえ、競争的・協調的な研究環境の醸成、多様な雇用制度を活用した研究者のキャリアパスの開拓、行政部局等との多様な形で人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上に資する条件を整備する。	（３）組織 ① 中長期目標を着実に達成するため、集中的・重点的に取り組む研究テーマを担う研究単位を配置するとともに、他の農業関係研究開発独立行政法人との共同研究等を円滑に推進するための体制を整備する。 ② 研究組織に対する評価を行い、その結果を踏まえて、政策的要請や社会的ニーズに適切に対応するため、機動的かつ柔軟に組織の見直しを行う。 （４）職員の資質向上と人材育成 ① 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）の制定や研究開発を取り巻く情勢変化等を踏まえて、人材育成プログラムを改定し、これに基づき、職員の主体的な能力開発の取り組みを支援しつつ、計画的な人材の育成に努める。 ② 予算配分や表彰制度等を活用して職員へインセンティブを付与するとともに、競争的・協調的な研究環境を醸成する。 ③ 研究所の多様な業務の遂行に必要な知識や情報を集積し、優れた人材を養成するため、各種の制度を活用して、職員を各種研修等に積極的に参加させるとともに、業務上必要な資格取得を支援する。 ④ 行政部局等との多様な形で人的交流や連携を促進し、研究者のキャリアパスの開拓及び研究管理や各種支援業務に必要な高度な能力を有する人材の養成を図る。	立行政法人との連携強化など、効率的な研究推進のための組織整備の取組が行われているか。 カ 人材育成プログラムに基づく人材育成の取組が適切に行われているか。 キ 研究職員にインセンティブを付与するための取組が行われているか。 ク 研究管理者の育成や研究支援部門における業務の高度化への対応のための各種研修の実施、資格取得の支援が行われているか。
４．研究支援部門の効率化及び充実・高度化 研究支援業務のうち、他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより、研究支援部門の合理化を図る。 総務部門の業務については、業務内容の見直しを行い、効率化を図る。 現業業務部門の業務については、調査及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野への重点化を進め、効率化及び充実・強化を図る。 また、研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進することなどにより、研究支援部門の要員の合理化に努める。	４．研究支援部門の効率化及び充実・高度化 ① 研究支援業務については、研修等の共同実施、マニュアル等の共同作成など他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することにより合理化を図る。 ② 農林水産省研究ネットワーク等を活用して、研究情報の収集・提供業務の効率化、充実・強化を図るとともに、情報共有システムの運用により研究所全体の情報共有の促進及び業務の効率化を図る。 ③ 総務部門の業務については、合理化を図る観点から業務内容の見直しを	（指標 1－4） ア 他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務の洗い出しを行っているか。共通性の高い業務の一体的実施に取り組んでいるか。 イ 研究情報の収集・提供業務の充実・強化を図っているか。また、情報共有システムによる研究所全体での情報共有を進めているか。 ウ 総務部門において、効率化に向けた業務見直しを適

	行ない、効率化を図る。 ④ 現業業務部門の業務については、高度な専門技術・知識を要する分野への重点化をさらに進め、効率化、充実・強化を図る。 ⑤ 研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進する等により、研究支援部門の要員の合理化に努める。 ⑥ 研究所及び職員の活動を適正に評価し、さらに優れた人材を育成し、研究所全体の業務実績の向上につなげる評価・人材育成機能、研究成果を農林水産業にとどまらず、広く我が国の産業活動に積極的に還元する知的財産機能、情報発信と双方向コミュニケーションを通じ研究成果に対する国民理解を促進する広報機能等の拡充に努めるなど、新たな社会要請に対応するため研究支援部門の充実・強化を図る。	切に行っているか。 エ 現業業務部門において高度な専門技術・知識を要する分野を充実・強化するため、業務の重点化などの見直しを行っているか。 オ 研究支援部門の効率化を図るためのアウトソーシングに取り組んでいるか。
5. 産学官連携、協力の促進・強化 生物資源の農業上の開発及び利用等に関する基礎的・基盤的研究水準を向上させ、優れた研究成果や知的財産を創出するため、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等との連携・協力及び研究者の交流を積極的に行う。その際、他の独立行政法人との役割分担に留意しながら、円滑な交流システムの構築を図る。	5. 産学官連携、協力の促進・強化 ① 農業分野におけるバイオテクノロジー研究の中核的機関として、独創的で質の高い農業技術シーズの創出と研究成果の民間企業等への迅速かつ確実な移転を図るため、共同研究を推進し、人材交流等による産学官の連携及び協力を強力に実施する。 ② 社会ニーズに対応した研究開発を図るため、民間企業等との共同研究を行う。 ③ 他の農業関係研究開発独立行政法人とは、その役割分担に留意しつつ、人事交流を含めた連携、協力を積極的に行う。また、独立行政法人国際農林水産業研究センターが実施する国際共同研究に必要な応じて協力する。 ④ 公立機関、民間企業等からの放射線照射依頼については、積極的に対応する。 ⑤ 関係機関と相互の連携・協力のあり方等につき意見交換を行う。	(指標 1－5) ア 地方自治体、関係団体、関係機関、大学及び民間企業等との共同研究及び人的交流が行われているか。 イ 他の農業関係研究開発独立行政法人との人事交流を含めた連携、協力が行われているか。 ウ 放射線照射依頼への対応は適切に行われているか。
6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 世界の食料問題の効率的な解決に資するため、国際的な研究への取組を強化する。特に、農業に関する生命科学分野での国際的イニシアチブを確保するとともに、海外研究機関及び国際研	6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 ① イネゲノム研究等の成果を基に、国際機関等との包括的研究協定や国際機関が実施する国際的プロジェクト研究への参画等を通して、国際的な課題を解決するための取組を強化する。	(指標 1－6) ア 国際的なゲノム研究プロジェクトへの参画等を通じて、国際的な研究ネットワークの強化に取り組んでいるか。

究機関との連携を積極的に推進する。 また、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下「ITPGR」という。）の多数国間の制度の下において行われる植物遺伝資源の取得機会の提供等、同条約を履行するための取組を効率的かつ着実に実施する。	② ポスト・イネゲノムシーケンス研究等において国際的優位性を確保するため、ゲノムリソース等の研究開発資源を有効に活用し、中核となって関連国際研究機関や研究者との連携を強化する。 ③ 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下「ITPGR」という。）に基づく植物遺伝資源の提供等に的確に対応するため、ジーンバンクの体制強化や海外ジーンバンクとの連携強化等を図り、業務の効率的かつ着実な運営に努める。	イ 国際学会・国際会議への参加や成果発表、海外諸国や国際研究機関との MOU 締結等の実績はどうか。 ウ ITPGR に定める条件に基づく植物遺伝資源の提供等を効率的かつ着実にやっているか。
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 試験及び研究並びに調査 （1）研究の重点化及び推進方向 「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」に即し、農業生物遺伝資源の充実など、画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備、農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明と利用技術の開発及び新たな生物産業の創出に向けた生物機能の利用技術の開発を重点的に実施する。 これらの基礎的研究については、成果の活用を円滑に進めるため、応用研究を担う研究機関等との連携・協力の下で、戦略的に推進する。 また、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 これらのことを実現するため、「別添」に示した研究を進める。 （2）行政ニーズへの機動的対応 期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	1. 試験及び研究並びに調査 （1）研究の重点的推進 〔別添〕に示した研究を重点的に推進する。 なお、これらの研究の推進に当たっては、 ① 成果の活用を円滑に進めるため、応用研究を担う研究機関等との連携・協力の下で、戦略的に推進する。 ② 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 （2）行政ニーズへの機動的対応 中長期目標期間中に生じる行政ニーズに迅速に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	
2. 行政部局との連携の強化 研究の設計から成果の利活用に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局と密接に連携し、行政部局の意見を研究内容や利活用方策等に的確に反映させるとともに、行政部局との連携状況を毎年度点検する。 また、他の独立行政法人との役割分	2. 行政部局との連携の強化 ① 研究の設計から成果の利活用に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局の意見を研究内容等に的確に反映させるため、関係行政部局と情報交換を密に行うことなどにより問題意識等の共有を図るとともに、毎年度の研究成果や研究計画を検討する会議	（指標 2－2） ア 研究成果や研究計画を検討する会議に関係行政部局部局の参加を求め、行政部局の意見を研究内容等に反映させているか。また、行政部局との連携状況について、行政部局の参画を得て点検

担に留意しつつ、緊急時対応を含め、行政部局、各種委員会等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行うとともに、行政部局との協働によるシンポジウム等を開催する。	等に関係行政部局の参加を求める。また、行政部局との連携状況については、毎年度行政部局の参画を得て点検し、その結果を踏まえ一層の強化を図る。 ② 農業分野における生命科学研究の中核的機関として、政府の委員会、会議等に職員を派遣するとともに、政府の行う科学技術に関する国際協力、交流に専門家を派遣する等の協力を行う。また、行政等の要請に応じて技術情報を適切に提供する。	しているか。 イ 行政等の要請に応じて、各種委員会等への専門家の派遣、適切な技術情報の提供、政府の行う科学技術に関する国際協力、交流への協力などを行っているか。
3. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 国民に対する説明責任を果たすため、多様な情報媒体を効果的に活用して、生物資源の農業上の開発・利用に関する研究開発について分かりやすい情報を発信するとともに、研究所及び研究者自らが国民との継続的な双方向コミュニケーションを確保するための取組を強化する。 特に、遺伝子組換え技術等の先端技術に関し、科学的かつ客観的な情報を継続的に提供するとともに、研究の計画段階から国民の理解を得るための取組を推進する。 (2) 成果の利活用の促進 新たな知見・技術のPRや普及に向けた活動及び行政施策への反映を重要な活動と位置付け、研究者及び関連部門によるこれらの活動が促進されるように努める。 このため、今中長期目標期間中に得られる研究成果に、前中期目標期間までに得られたものを加えて、研究成果のデータベース化、研究成果を活用するためのマニュアルの作成等により積極的に利活用を促進する。 また、他の独立行政法人との連携により、先端研究成果の利活用の促進を図る。	3. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 国民に対する説明責任を果たすため、ホームページ、パンフレット、マスメディア等を活用して効果的な情報発信を行うとともに、下記の双方向コミュニケーションを行う。 ① 遺伝子組換え技術等を活用した先端的な研究活動について、前期に作成したスキルアップマニュアル等を活用し、国民との双方向コミュニケーションを重点的に進めるとともに、引き続きパブリックアクセプタンス等に関する調査を行う。 ② 研究者が担当する講演会や一般公開等の市民参加型イベントの開催などを通じ、国民の理解促進に取り組む。 ③ イベントなどを利用して一般消費者、農業生産現場、実用化研究現場からの研究に関するニーズの把握に努める。 (2) 成果の利活用の促進 ① 第1の2の③で選定した主な研究成果の中から、行政部局を含む第三者の意見を踏まえ、特に新産業の創出等につながる有用な研究成果を「主要研究成果」として中長期目標期間中に5件以上選定する。 ② 「主要研究成果」を含む主な研究成果については、多様な媒体を通じて、効果的・効率的に利用者に伝達する。 ③ 農業分野におけるバイオテクノロジー研究の中核的機関として研究成果の利活用を促進するため、各種研究成果を分かりやすい形で、公開データとしてホームページに掲載する。その際、ユーザーのニーズに応じて、データベース化やマニュアル化等を行い、利便性の向上を図る。	(指標2-3) ア スキルアップマニュアル等を活用し、広く国民や関係機関に分かりやすい研究情報を発信しているか。 イ 遺伝子組換え技術等の先端的な研究活動について、科学的かつ客観的な情報発信に努めているか。また、パブリックアクセプタンスに関する調査を行っているか。 ウ 講演会やイベント開催など、研究者と一般消費者や生産者などとの交流の場を通じて、研究に関する相互理解の増進に取り組んでいるか。 エ 「主要研究成果」に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。 オ ユーザーのニーズを踏まえた研究成果のデータベース化やマニュアル化等による成果の利活用促進の取組は十分行われているか。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は、積極的に学術雑誌等への論文掲載、学会での発表等により公表するとともに、主要な成果については、各種手段を活用し、積極的に広報を行う。査読論文の数及びそのインパクトファクターについては、数値目標を設定して成果の公表に取り組む。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

研究開発の推進に際しては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。

その際、我が国の農業の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

また、農林水産研究知的財産戦略（平成19年3月22日農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて知的財産方針を見直す。

なお、特許の出願及び実施許諾については、数値目標を設定して取り組む。

④ 研究所の成果を活用したベンチャー育成促進に向けた環境の整備に引き続き取り組む。

(3) 成果の公表と広報

① 研究成果を科学的、技術的知見として広く社会へ周知するために、国内外の学会、シンポジウム等で積極的に発表するとともに、中長期目標の期間内に1,460報以上の査読論文を発表する。また、論文の量と併せて質の向上を図り、その成果を国際的に注目度の高い学術雑誌等に積極的に発表する。査読論文においては、学術雑誌の影響度を測る指標であるインパクトファクターの総合計値4,000以上とする。

② 研究成果が広く国民に理解されるように、中長期目標期間中に70回以上のプレスリリースを行う等、プレス発表によるマスメディアを通じた広報を積極的に行う。また、ホームページ、実物の展示等も活用し、様々な広報手段による分かりやすい広報活動を推進する。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

① 研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究の計画段階から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを一体的に実施する。

② 研究成果の実用化を図るため、中期目標期間内に200件以上の国内特許を出願する。その際、実施許諾の可能性や研究推進上の必要性等を勘案し、海外への出願や許諾を含めて特許の戦略的取得等を進める。また、登録特許については実施許諾状況を踏まえ、保有の必要性を随時見直す。

③ 出願した特許等は、自ら積極的に公開し技術移転に努め、中長期目標期間内における毎年度の実施許諾件数を35件以上とする。

④ 先端技術により得られた育種素材等については、MTA（材料等移転合意書）等を交わすことによって権利を確保しつつ、優良品種の育成のために積極的に提供する。

⑤ 公開された特許等については、外部への積極的な情報提供を進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

カ 研究所の成果を活用したベンチャー育成に向けた環境は整備されているか。

キ 論文の公表や IF に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

ク 研究成果に関する情報提供と公開は適切に行われたか。プレスリリースに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

ケ 研究成果の知財化のため、研究職員への啓発や知財マネジメントに適切に取り組んでいるか。

コ 国内特許に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

サ 海外での利用の可能性、我が国の農業等への影響、費用対効果等を考慮しつつ、外国出願・実施許諾は適切に行われているか。

シ 保有特許については、維持する必要性の見直しを随時行っているか。

ス 保有する特許等について、民間等における利活用促進のための取組は適切に行われているか。国内特許の実施許諾に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

セ 育種素材等の利用促進に積極的に取り組んでいるか。MTA の締結等の実績はどう

	⑥ 農林水産研究知的財産戦略（平成19年3月農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて「独立行政法人農業生物資源研究所知的財産方針」を見直す。	か。
4. 専門分野を活かしたその他の社会貢献 （1）分析及び鑑定の実施 行政、民間、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所の高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定を実施する。 （2）講習、研修等の開催 講習会の開催、国公立機関、民間、大学、海外機関等外部機関からの研修生の受け入れ等を行う。 （3）国際機関、学会等への協力 国際機関、学会等への専門家の派遣、技術情報の提供等を行う。	4. 専門分野を活かしたその他の社会貢献 （1）分析及び鑑定 行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所の高い専門知識が必要とされ、他の機関では実施が困難な分析及び鑑定を実施する。 （2）講習、研修等の開催 ① 講習会、講演会等を積極的に開催するとともに、国や団体等が主催する講習会等に積極的に協力する。 ② 国公立機関、大学、海外機関等からの研修生を積極的に受け入れ、人材育成、技術水準の向上、技術情報の移転を図る。 （3）国際機関、学会等への協力 研究所に蓄積された知的資産を社会に還元するため、学会等への委員の派遣等を積極的に行う。また、国際機関等の要請に応じて専門家の派遣や技術情報の提供等の国際協力を行う。	（指標2－4） ア 行政等の依頼に応じ、専門知識を必要とする分析・鑑定が適切に行われたか。 イ 講習、研修等の開催、国等の講習への協力、研修生の受け入れ等が積極的に行われたか。 ウ 国際機関等の要請に応じた専門家の派遣、学会等への委員の派遣が適切に行われているか。
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
1. 収支の均衡 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。 2. 業務の効率化を反映した予算計画の策定と遵守 「第2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記1. に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	1. 予算 平成23年度～平成27年度予算 [人件費の見積り] 期間中総額14,848百万円を支出する。 ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。 なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を合わせた総額は、15,955百万円である。（競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金並びに国からの委託費、補助金の獲得状況等により増減があり得る。） また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給	（指標3） （指標3－1） ア 業務運営の効率化に関する事項及び法人経営に係る具体的方針に基づき、法人予算全体の人件費（業績評価を勘案した役員報酬を含む）、業務経費、一般管理費等法人における予算配分について、明確な配分方針及び実績が示されているか。 イ 研究業務の一部を外部委託した場合、外部委託の考え方と外部委託費の内訳が明記されているか。 ウ 運営費交付金の未執行率が高い場合、その要因を明確にしているか。

3. 自己収入の確保 受益者負担の適正化、特許使用料の拡大等により自己収入の確保に努める。 4. 保有資産の処分 施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。なお、放射線育種場の寄宿舍については、期間中に廃止する。	与及び再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。 2. 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 3. 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 4. 自己収入の確保 受益者負担の適正化、特許使用料等の拡大により自己収入の確保に努める。 5. 保有資産の処分 ① 既存の施設・設備等のうち、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものは処分する。 ② 放射線育種場の寄宿舍は、途上国等からの研究者受入に支障のない方策を処置した後、速やかに廃止する。	エ 利益剰余金について、その財源ごとに発生要因を明確にし、適切に処理されているか。目的積立金の申請状況と申請していない場合は、その理由が明確にされているか。 オ 会計検査院、政独委等からの指摘に適切に対応しているか。（他の評価指標の内容を除く） （指標3－4） ア 法人における知的財産権等の実施料収入等、自己収入増加に向けた取組が行われ、その効果が現れているか。 （指標3－5） ア 保有の必要性等の観点から、保有資産の見直しを行っているか。また、処分することとされた保有資産について、その処分は進捗しているか。 イ 施設・整備のうち不要と判断されたものについて、処分損失等にかかる経理処理が適切になされているか。
	第4 短期借入金の限度額 中長期目標の期間中の各年度の短期借入金は、7億円を限度とする。 想定される理由：年度当初における国からの運営交付金の受入れ等が遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業等の支払遅延を回避するため。	（指標4） 短期借入を行った場合、その理由、金額、返済計画等は適切か。
	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 松本研究拠点及び岡谷研究拠点の再編統合のため、第2期中期計画期間中に独立行政法人通則法第48条により重要な財産の処分を行い、その売却収入をもって、代替施設の整備を行ったが、この売却収入額から代替施設の整備に支出した額を差し引いた額595百万円を不要財産として、平成23年度中に国庫納付する。	（指標5） 中長期計画に定めのある不要財産の処分について、その取組が計画通り進捗しているか。

	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	
	第7 剰余金の使途 画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備等に関する試験研究の充実・加速及びそのために必要な研究用機器の更新・購入等に使用する。	(指標7) 剰余金は適正な使途に活用されているか。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	
	1. 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務遂行上の必要性、既存の施設・設備の老朽化の現状及び研究の重点化方向等を踏まえ、真に必要な施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画	(指標8-1) ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。
1. 人事に関する計画 (1) 人員計画 期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。 (2) 人材の確保 研究職員の採用にあたっては、任期制の活用等、雇用形態の多様化及び女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中長期目標達成に必要な人材を確保する。研究担当幹部職員については、公募方式等を積極的に活用する。	2. 人事に関する計画 (1) 人員計画 ① 方針 中長期目標を着実に達成するため、集中的・重点的に取り組む研究テーマを担う研究単位を設置し、職員を重点的に配置する。 また、研究支援部門について、新たな社会的要請に対応する組織を設置して充実・強化を図り、適切に職員を配置する。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考：期初の常勤職員相当数402名) (2) 人材の確保 ① 研究職員の採用にあたっては、任期付雇用等を活用し、研究所の研究推進に必要な優れた人材を確保する。 ② 女性研究者については、研究職員における全採用者に占める女性研究者の割合が、前期実績を上回るよう女性研究者を積極的に採用し、活用を図る。	(指標8-2) ア 期末の常勤職員数が、期初職員相当数を上回っていないか。 イ 任期付雇用、研究リーダーの公募等を活用するなど、雇用形態の多様化を図り、人材の確保に努めているか。 ウ 女性研究者の積極的な採用と活用に向けた取組が行われているか。また、その実績はどうか。

	③ 次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に努める。 ④ 研究リーダーについては、広く研究所内外から優れた人材を確保するため、公募方式を積極的に活用する。	エ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取組が行われているか。
2. 法令遵守など内部統制の充実・強化 研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守を徹底する。特に、規制物質の管理等について一層の徹底を図るとともに、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。また、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の更なる充実・強化を図る。 さらに、法人運営の透明性を確保するため、情報公開を積極的に進めるとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、個人情報保護など適切な情報セキュリティ対策を推進する。	3. 法令遵守など内部統制の充実・強化 ① 研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、啓発情報等を周知徹底するとともに、研修、教育等を実施する。 ② 研究所の研究活動に伴うリスクを把握し、それに対応できる管理体制を整備する。特に、規制物質の管理等について、管理システムの適切な運用などにより一層の徹底を図るとともに、放射性同位元素や遺伝子組換え生物について、職員に対する教育・指導等を徹底し、適正な管理に努める。 ③ 研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長のトップマネジメントが的確に発揮できるよう内部統制の更なる充実・強化を図る。 ④ 研究所の諸活動の社会への説明責任を果たすため、情報公開を積極的に進める。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の方針を踏まえ、個人の権利・利益を保護するために個人情報の適正な取扱いに努めるなど情報セキュリティ対策を推進する。	（指標 8－3） ア 内部統制のための法人の長のマネジメント（リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応、内部統制の現状把握・課題対応計画の作成）は適切に行われているか。 イ 内部統制のための監事の活動（法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告）が適切に行われているか。 ウ 倫理保持や法令遵守についての意識向上を図るための研修、法令違反や研究上の不正に関する適切な対応など、法人におけるコンプライアンス徹底のための取組が行われているか。 エ 規制物質、遺伝子組換え生物等の管理が適正に行われているか。化学物質の一元管理の導入や遺伝子組換え生物の管理に係る教育・訓練等、措置するとされた改善策の徹底が図られているか。 オ 法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報開示請求への適切な対応が行われているか。また、情報セキュリティ対策や個人情報保護は適切になされているか。
3. 環境対策・安全管理の推進 研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。 また、事故及び災害を未然に防止す	4. 環境対策・安全管理の推進 ① 事故及び災害を未然に防止する観点から、安全衛生に関する役職員の責任の自覚と意識向上を図るため、安全教育を実施する。	（指標 8－4） ア 職場環境の点検・巡視等の安全対策及び安全衛生に関する職員の教育・訓練が適切に行われているか。

る安全確保体制の整備を進める。	② 既存設備の運転状況等を把握し、省エネルギー機器及び設備の導入を検討し、省エネルギー化に向けた改修計画を作成する。 ③ 物品の購入契約等に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）に基づく環境物品等の調達・工事の推進を図る。	イ 資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減の取組を積極的に行っているか。また、その取組を公表しているか。
	5. 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中長期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。	（指標 8－5） 前期中期目標期間繰越積立金は適正な使途に活用されているか。